

保護者の皆様へ

国立市子ども家庭部長 松葉 篤
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症流行に伴う家庭保育のお願い終了の考え方について

日頃より当市の保育・幼児教育行政にご理解、ご協力を賜り深く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、流行の開始から2年半が経過しており、国立市といたしましては、園内での感染拡大防止のため、可能なご家庭について、この間、ご家庭での保育のお願いを継続してまいりました。

しかしながら、家庭保育のお願い開始当初は8割程度の保護者が家庭保育のお願いに応じていただいておりますが、直近では家庭保育に応じていただいている保護者もごく少数であるため、家庭保育のお願いによる感染拡大防止効果も少なく、また、園内で陽性者が判明した場合も、ただちに濃厚接触者の特定をしないこととしているため、陽性者が発生してしまった場合の影響も以前より圧倒的に少なくなっています。

また、社会的にも、依然として感染者は一定数発生していますが、感染拡大防止に取り組みつつ、コロナ前の社会活動に戻していく流れとなっています。

こうした状況に鑑み、家庭保育のお願いを終了する条件等につきまして、以下のとおり整理し、この条件に合致した場合、家庭保育のお願いを終了することといたしますのでお知らせいたします。

記

1. 家庭保育のお願いを終了する条件

- ①国立市内の保育関係施設での感染者数が著しく増加していないこと。(直近2週間)
- ②国立市内の保育園等において、休園する園が発生していないこと。(直近2週間)
- ③国、東京都において、新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等が発令されていないこと。
- ④東京都のモニタリング項目の分析・総括コメント(東京都のホームページで閲覧が可)において、感染状況、医療提供体制ともに黄色または緑色のレベル「感染状況は改善傾向にあるが、注意が必要である・感染者数が一定程度に収まっている(と思われる)・通常の医療との両立が可能な状況である・通常の医療との両立が安定的に可能な状況である等」となっていること。

以上の①～④の条件を月末25日(土日祝日と重なった場合、直前の開庁日)の時点で判断し、翌月からの家庭保育のお願いの終了を判断します。

以下裏面

2. 家庭保育のお願いを再開する条件

- ①国立市内の保育関係施設での感染者数が著しく増加していること。
- ②国、東京都において、新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等が発令される状態となっていること。
- ③東京都のモニタリング項目の分析・総括コメント（東京都のホームページで閲覧が可）において、感染状況、医療提供体制のどちらかが赤色のレベル「感染の再拡大の危険性が高いと思われる・医療体制がひっ迫している等」となっていること。

1 同様、以上の①～③の状態を目安に、再度家庭保育のお願いを再開することを検討します。

3. 保育料等の取り扱いについて

- (1) 家庭保育のお願いを終了する場合、これまで継続させていただいていた土曜日を含むお休みの日（お休みの理由は問わない）に応じて行っていた保育料の日割り減額も終了となります。
なお、保育園が休園した場合や園内で陽性者が判明した場合で園より登園自粛をお願いした場合は、その日数に応じた保育料の日割り減額を継続いたします。
- (2) 副食費（給食費）については、公立保育園は保育料同様、日割り減額を行っており、また、私立の施設については各園の判断で日割り減額を行っていただいている園もございますが、保育料の日割り減額が終了となる場合は、副食費の日割り減額も終了となります。
- (3) 保育料、副食費の日割り減額については、国の通知に基づき行っており、災害等緊急やむを得ないとして国が定める場合のみ日割り減額をできるとのルールとなっているため、家庭保育のお願いが終了となる場合はそれに連動し、終了することとなります。ご理解のほど、何卒、よろしくお願いいたします。

4. 家庭保育のお願い終了の決定について

家庭保育のお願いの終了を決定した場合については、改めて保護者の皆様にお手紙でお知らせいたします。

以上

○ 問合せ先 国立市子ども家庭部保育幼児教育推進課保育・幼稚園係
電話 0 4 2 - 5 7 6 - 2 4 2 7 (直通)